

普及現地情報

発信年月日：平成 29 年(2017 年) 6 月 20 日

所属名：湖東農産普及課

番号：F17005

部門分類：340 (雑草)

発信者名：數野・中嶋・西村 (田振)

特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の農地侵入対策会議を開催！

県自然環境保全課によると特定外来生物の「ナガエツルノゲイトウ」は、H16 年に彦根市薩摩町の神上沼で初確認されました。その後数回にわたる大規模な機械駆除が実施されています。今年 5 月に自然環境保全課が行った調査では神上沼周辺に水田への侵入が確認されました。

そこで 6 月 8 日、彦根市農林水産課・生活環境課、愛西土地改良区、JA 東びわこ、湖東地域農業センターならびに県自然環境保全課、湖東環境事務所、農業経営課、当事務所で農地侵入対策会議を湖東合同庁舎で開催し、情報共有と今後の対策を協議しました。

その結果 6 月下旬に現地侵入ほ場において、農家や農業組合・関係機関が参加する研修会と駆除を併せて実施することになりました。また、周辺農家への周知と適切な防除による拡散防止のため、下記のような啓発資料の作成と配布方法を決定しました。

注意！！ 特定外来生物指定の「ナガエツルノゲイトウ」の農地への侵入を確認！

適切に防除を行い拡散しないようにしましょう！

特定外来生物『ナガエツルノゲイトウ』とは？

【来歴】南米原産の多年生草本植物（ヒコ科）。觀賞用水草として日本に持ち込まれた
【特徴】水域から陸域まで幅広く生育が可能。6 月～10 月にシロツメクサを小さくし様な白い花が咲く。茎は地面や水面を横に這いながら枝分かかれし、各節からを出す。ゴボウの様な白い直根を持つ。
【性質】茎の切れ端から発根するなど栄養繁殖が極めて旺盛であり、拡散性が高く、着すれば急激に増殖する。（日本のものは種子繁殖しない。）



各節から旺盛に発生する根



水田への侵入

特定外来生物とは？

○海外起源の外来種であって、生態系、農林水産業等へ被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れのあるものとして指定され、①輸入、②飼育・栽培や保管・運搬、③野外に放つこと等が原則禁止されています。

【農地で見つけたらご連絡を】

彦根市役所生活環境課 30-6116
彦根市役所農林水産課 30-6118
湖東農業農村振興事務所農産普及課 27-2228
※ご連絡は上記のいずれでも結構です。

なぜ、徹底した防除が必要か？

- 農業用水利施設の被害
 - ・水中にマット状に繁殖し、水の流れをせき止める。
 - ・農業用排水路の維持管理作業に支障をきたす。など
- 農業の被害
 - ・水田除草剤の効果が低く、畦畔からの侵入や繁茂が著しいと水稲の収量が減少したり、収穫作業等に支障をきたす。
 - ・根絶が困難で、生育スピードが速いため、除草回数が増える。など



詰まった排水路



水田への侵入

(出典：外来植物の早期発見と防除)

防除方法は？

- 機械除草はダメ！！
 - ・刈り払い機等での除草は、切断された茎葉が飛散し、水路経由で拡散する恐れがあるので避けてください。
- 手取り除草
 - ・地中深く入った根茎があるので、茎葉と共に抜根して駆除する必要があります。
 - ・除草した植物体を地面に放置しておくことで根を下ろして増えてしまうので、地面と接しないようビニールで遮断するなどして枯死させる必要があります。
 - ・枯死後は、規制対象外となるので収集して運搬することは可能です。
- 黒マルチの被覆
 - ・黒マルチで 2 年間程度被覆しておくことで根部まで枯死させることが可能です。
- 薬剤防除
 - 【畦畔】 非選択性除草剤の使用により、地上部は枯れますが地下部は残るので、すぐに再生してきます。もし、再生すれば、再度防除します。これを生育期間中に繰り返して行うことで、徐々に衰弱することが確認されています。
 - 【水田】 水田に侵入した場合には、効果のある除草剤は確認されていません。したがって、水稲生育期間中に薬剤防除することは困難になります。

農家・集落への周知啓発資料案